## 令和4年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金うち社会保障財源交付金

260,710 千円 138,816 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

1,703,687 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉費	児童福祉事業	581,629	443,007	2,200	36,460	20,527	79,435
	高齢者福祉事業	44,965	1,521	2,100	6,057	7,247	28,040
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	530,135	379,634	12,000	7,663	26,869	103,969
	小計	1,156,729	824,162	16,300	50,180	54,643	211,444
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	124,348	60,822	0	0	13,045	50,481
	介護保険事業特別会計繰出金	175,901	18,909	0	0	32,239	124,753
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	160,807	36,953	0	462	25,339	98,053
	小計	461,056	116,684	0	462	70,623	273,287
保健衛生費	予防対策•健康増進事業	85,902	7,043	2,600	10,274	13,550	52,435
	小計	85,902	7,043	2,600	10,274	13,550	52,435
合 計		1,703,687	947,889	18,900	60,916	138,816	537,166

<sup>※</sup> 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

## ※【社会保障施策】

(1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。

(2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。

(3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。